

米原市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の請負契約を締結する場合において、地方自治法施行令第167条の10第1項および第167条の10の2第2項の規定に基づく落札者を決定するための調査(以下「低入札価格調査」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事は、総合評価方式を採用する工事とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(調査基準価格)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は別に定めるところにより算定する。

2 前項の規定により、調査基準価格を定めたときは、契約規則第10条に規定する予定価格書に当該調査基準価格を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 この要領を適用するときは、入札参加者に対し、入札公告、入札説明書および入札通知書により、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 落札者の決定にあたっては、低入札価格調査制度を適用すること。
- (2) 調査基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札が行われたときは、落札者の決定を保留し、入札者全員に後日結果を通知すること。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の制限の範囲内で評価値の最も高い者(以下「最高評価値入札者」という。)であっても落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、事情聴取および資料の提出に協力しなければならないこと。
- (5) 低入札価格調査を経て契約を締結した工事には、契約締結や履行に対して条件を付すること。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、低入札価格調査の一次調査を実施し、二次調査を実施する必要があるときには、入札執行者は「落札決定保留」を告げて、入札を終了するものとする。ただし、電子入札による場合は、当システムによる通知

をもって代える。

(一次調査)

第6条 調査基準価格を下回る者の入札価格が、次項に定める判断基準価格を満足しない場合は、以降の二次調査を実施することなく、当該入札者を失格とする。

2 判断基準価格は、調査基準価格×0.95(小数点以下切捨)とし、入札価格がこの価格以上であること。(失格基準)

(二次調査の実施)

第7条 前条の一次調査を満足した者があった場合には、その契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるか否かについて、以下の内容について調査(以下「二次調査」という。)し、その結果を契約審査会に報告する。

なお、調査については当該入札で設置された総合評価審査会が行う。

- (1) 適正な見積りに基づく公正な価格競争であること。
- (2) 設計図書に計上した数量を満足すること。
- (3) 設計仕様に適合した品質・規格の材料・製品が使用されること。
- (4) 滋賀県の最低賃金を下回らず、適正な労務の提供が確保されていること。
- (5) 建設廃棄物について、適正な処理費用が計上されていること。
- (6) 安全衛生管理体制および品質確保体制が確保されていること。
- (7) 経営に問題がないこと。

(資料の提出)

第8条 前条の調査対象者は、開札のあった日から起算して5日(米原市の休日进行を定める条例(平成17年米原条市例第2号)第1条に規定する本市の休日(以下「休日」という。))を含まない。)以内に、別に定める低入札価格調査資料を提出することができるものとする。

2 前項の提出資料が期日までに提出されない場合は、当該入札者は失格とする。

(落札者の決定)

第9条 前条の規定による二次調査の結果、最高評価値入札者の入札書記載価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最高評価値入札者を落札者と決定し、当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、落札者と決定しないものとする。

2 前項の規定によって落札者と決定しない場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したほかの者のうち最高の評価値をもって入札した者(以下「次順位入札者」という。)の入札価格が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位入札者を落札者と決定

するものとする。

- 3 次順位入札者の入札価格が調査基準価格を下回る価格である場合は、最高評価値入札者を次順位入札者と読み替え、同様の二次調査を実施して落札者を決定するものとする。

(入札結果の通知)

第10条 前条の規定により落札者が決定された場合において、最高評価値入札者を落札者としたときは、当該落札者にその旨の通知するものとする。また、次順位入札者を落札者と決定したときは、最高評価値入札者に対しては落札者としないう旨の通知(様式1)をするものとする。

(契約等に係る措置)

第11条 落札者が調査基準価格を下回る場合にあっては、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 契約保証金は請負代金額の10分の3以上とする。
- (2) 配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で配置する。
- (3) 工事の適正な執行に努める旨の確約書を提出する。

(適正な履行の確保)

第12条 調査基準価格を下回る価格により入札を行った者が請負者となったときには、適正な履行を確保するため、着手から完了までの間、施工体制台帳(履行体制)、工事日報、精算内訳書、下請契約書、下請代金の支払い状況等の写しの提示または提出を求め、調査時の内容との整合を確認する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式1

米 第 号
年 月 日

様

(契約担当者)
米原市長

落札者とししない旨の通知書

年 月 日に行った下記工事の入札について、あなた様を落札者とししないことを決定しましたので通知します。

記

- 1 工事名称 年度 第 号 工事
- 2 施工場所 滋賀県米原市 地先
- 3 入札金額 金 _____ 円
- 4 落札者とししない理由

担当：総務部 課 契約担当 Tel (0749) 52-6781
